

令和 2年 7月10日

一般財団法人 日本森林林業振興会札幌支部
支 部 長 堀 幸 夫

「（一財）日本森林林業振興会札幌支部 函館支所事務所新築工事」
に係る施工会社の募集について

函館支所事務所の新築工事について、別添要領により施工会社を募集しますので、応募者は7月17日までに必要書類を提出願います。

【担当】 〒042-0935

函館市駒場町5番3号

一般財団法人 日本森林林業振興会札幌支部函館支所
支所長 山崎 誠二

TEL : (0138) 52-2828 FAX : (0138) 51-3971

「(一財)日本森林林業振興会札幌支部 函館支所事務所新築工事」施工会社募集要領

- 1 工 事 名 (一財)日本森林林業振興会札幌支部 函館支所事務所新築工事
- 2 所 在 地 函館市駒場町5番3号
- 3 工事の発注者 一般財団法人 日本森林林業振興会
- 4 建物の概要
 - ①構造規格 木造2階建て無落雪構造
 - ②敷地面積 143坪
 - ③延べ床面積 約90坪
 - ④竣 工 令和2年12月末
 - ⑤別添設計図(概略)参考
- 5 工 事 項 目
 - ①仮設工事
 - ②土木及び基礎工事
 - ③杭工事
 - ④木工事
 - ⑤屋根工事
 - ⑥左官工事
 - ⑦外壁工事
 - ⑧塗装工事
 - ⑨建具工事
 - ⑩サッシ工事
 - ⑪内装工事
 - ⑫電気工事
 - ⑬給水給湯排水設備工事
 - ⑭住宅機器設備工事
 - ⑮暖房ストーブ工事
 - ⑯冷房工事(必要により)
 - ⑰解体工事
 - ⑱外構工事
 - ⑲その他工事
- 6 発 注 方 法 本工事は、設計、建物の施工・解体工事を同一請負業者に一括発注する設計施工一括方式とする。
- 7 工 期 令和2年7月上旬(会社選定)以降着工～令和2年12月末日までの期間で設定する。
- 8 参 加 条 件
 - ①函館市内に本店、支店又は営業所が所在すること。
 - ②建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に

よる1級建築士事務所又は2級建築士事務所登録をしていること。

- ③過去3年間に、同種工事の新築又は改修工事の実績があること。
- ④元請け工事業者として、一括請負が可能であること。
- ⑤工事契約に当たり、工事保証人を立てることが可能なこと。
- ⑥銀行取引停止となっていないこと。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをされている者、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者でないこと。
- ⑧応募会社の代表者、役員、又は支店若しくは営業所を代表する者、及び職員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

9 提出書類

①応募願い書

書式自由

応募する旨を記し、会社名、住所、連絡先（電話、電子メールアドレス）、担当者を記載。

- ②1級建築士事務所又は2級建築士事務所の登録が確認できる書類。
- ③工事实績表：過去3年間における新築又は修繕工事に係る発注者、工事金額、工事期間、工事規模（総延べ床面積等）、工事内容等を記載。
- ④設計・積算・施工に当たっての基本的な考え方、会社のPR等。

10 提出先

〒042-0935 函館市駒場町5番3号
一般財団法人 日本森林林業振興会札幌支部函館支所
宛てに郵送して下さい。

11 提出期限

令和2年7月17日（金） 17：00まで

12 結果通知

提出期限後直ちに審査した上、1社を選定し、書面をもって見積もり依頼の案内を行う。

13 その他

- ①個別の問い合わせには対応しません。又、現地での説明の予定はありません。

- ②審査に当たって、応募書類の内容等について質問することがあります。
- ③提出書類については返却しません。